第２章　地下水の水質状況

Ⅰ　概要

地下水の水質測定は、概況調査（市内全域の井戸を対象とした調査）、継続監視調査（トリクロロエチレン等による地下水の汚染状況を把握するため、これまでに汚染が確認された井戸等を対象とした調査）等について実施した。また、工場・事業場に対する監視・指導を行い、揮発性有機化合物等の汚染実態と汚染源の追跡及び汚染の未然防止に関する調査を実施した。

Ⅱ　背景

地下水に係る環境問題としては、従来、地下水の過剰汲み揚げ等に起因する地盤沈下が主に取り上げられていたが、米国の調査（米国環境白書1980）や我が国の調査事例から、揮発性有機化合物による地下水汚染が懸念されるようになった。トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物は、優れた洗浄性から脱脂洗浄溶剤やドライクリーニング溶剤として広く使用されている。

本市を含む全国15都市を対象に環境庁が行った「昭和57(1982)年度環境庁地下水汚染実態調査」により、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び1,1,1-トリクロロエタン（四塩化炭素を含めて以下、「トリクロロエチレン等」という。）による汚染が、予想以上に広がっていることがわかった。

これを契機に、国では昭和59(1984)年2月に「水道水の暫定水質基準」（厚生省）、同年8月には「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」（環境庁）等を定めた。その後、平成元（1989）年4月には「四塩化炭素の排出に係る暫定指導指針」（環境庁）等を定めるとともに、平成元(1989)年10月からは、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン、平成5（1993）年12月には、ジクロロメタン、チウラム等の13項目が法に定める有害物質に追加され、公共用水域への排出及び地下への浸透が規制されるようになった。また、平成8(1996)年6月には、汚染された地下水の浄化制度を規定するとともに、平成9(1997)年3月には、地下水の水質汚濁に係る環境基準を告示し、平成11(1999)年2月には、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の3項目を環境基準項目に追加した。平成21(2009)年11月には、シス-1,2-ジクロロエチレンから1,2－ジクロロエチレンへの項目変更、クロロエチレン及び1,4－ジオキサンの2項目が環境基準項目に追加され現在28項目が環境基準項目となっている。

本市では、昭和58(1983)年度から地下水質調査を継続して行っており、トリクロロエチレン等による汚染実態を把握し、その適正管理を指導している。平成9(1997)年10月には名古屋市の電気機械器具製造工場における地下水汚染が発端となり、地下水汚染問題が大きく扱われるようになった。本市においては、電気機械器具製造業の事業者に対して自主的な調査を実施するように指導するとともに、各事業所周辺の地下水調査を行っている。周辺で汚染が確認された井戸については継続的な調査を実施し、推移を確認するとともに、事業所内で汚染が確認された地点については、事業者の自主的な浄化に対する指導・助言を行っている。

また、平成13(2001)年9月に川崎市環境保全審議会から「川崎市における地下水保全対策のあり方」の答申を受け、平成14(2002)年7月に「川崎市地下水保全計画」（平成24(2012)年10月からは「川崎市水環境保全計画」）を策定した。さらに令和4(2022)年3月には水環境保全計画を統合、整理した「川崎市大気・水環境計画」を策定した。

Ⅲ　地下水質調査結果

1　調査種類

地下水質調査の種類は次のとおりである。

(1) 測定計画

法第16条により、神奈川県が作成した「地下水質測定計画」に基づき実施するものである。

ア　概況調査

(ｱ) 定点調査

地下水の流動等を勘案し、長期的な観点から水質の経年的な変化を確認するため、市内の18地点の定点において毎年9地点ずつ調査する。

(ｲ)メッシュ調査

未把握の地下水汚染を発見するための調査で、市内を2kmメッシュに分割し、メッシュ内に存在する井戸を原則1つ選定し、4年間で全メッシュの井戸の水質を調査する。

イ　継続監視調査

過去の調査で汚染が確認された地点について、汚染が確認された項目を継続的に監視するために調査する。

(2) 市計画

市内の地下水の汚染状況について、「地下水質測定計画」を補完する形で、継続監視調査地点の周辺、過去に汚染があり改善した地点及び土壌汚染対策法等に基づく報告から汚染が確認されている地点の周辺を重点的に調査する。

(3) 汚染井戸継続調査

汚染井戸継続調査は、汚染地区の工場・事業場の指導に役立てるため、必要と認められる地区を対象に実施している。

(4) 特定有害物質等製造等事業所調査

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）第79条に規定する特定有害物質等を製造し、使用し、保管し、若しくは処理する事業者又は過去においてこれらの行為を行った事業者のうち、東京大師横浜線以西の製造業を営む一定規模（資本金１億円、従業員数300名）以上の事業者及び事業所の敷地内における地下水の汚染に起因して排水又は公共用水域の水質への汚染のおそれが認められる事業者については、当該工場・事業場敷地内の地下水の水質汚濁の状況を把握する努力義務がある。市としてもこれらの工場・事業場の地下水の汚染状況を確認するために実施するものである。

2　調査内容

令和3(2021)年度に実施した地下水質調査は次のとおりである。

(1) 測定計画

ア　概況調査

(ｱ) 定点調査

ａ　実施日

令和3(2021)年10月13日、20日、25日、28日（採水日）

b　調査地点

9地点（図Ⅱ－1）

c　調査項目（34項目）

〈1〉カドミウム　〈2〉全シアン　〈3〉鉛　〈4〉六価クロム　〈5〉砒素
〈6〉総水銀　〈7〉アルキル水銀　〈8〉ＰＣＢ　〈9〉ジクロロメタン
〈10〉四塩化炭素　〈11〉クロロエチレン　〈12〉1, 2-ジクロロエタン
〈13〉1, 1-ジクロロエチレン　〈14〉1, 2-ジクロロエチレン
〈15〉1, 1, 1-トリクロロエタン　〈16〉1, 1, 2-トリクロロエタン
〈17〉トリクロロエチレン　〈18〉テトラクロロエチレン　〈19〉1, 3-ジクロロプロペン
〈20〉チウラム　〈21〉シマジン　〈22〉チオベンカルブ　〈23〉ベンゼン
〈24〉セレン　〈25〉硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素　〈26〉ふっ素　〈27〉ほう素
〈28〉1, 4-ジオキサン　〈29〉電気伝導率　〈30〉ｐＨ　〈31〉水温　〈32〉臭気
〈33〉外観　〈34〉水位及び深度

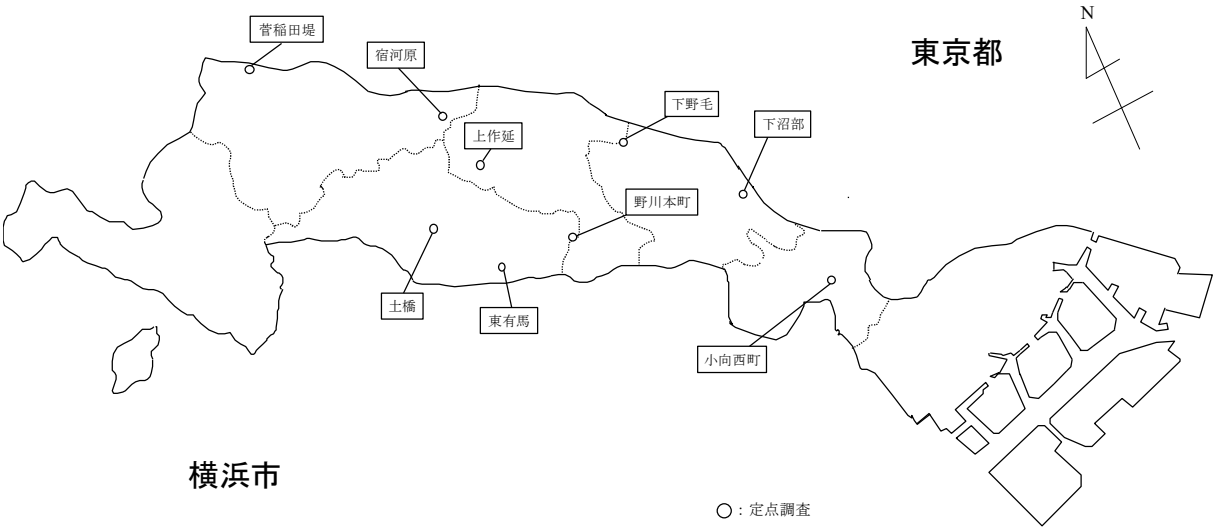

図Ⅱ－1　地下水質調査地点図（測定計画定点調査）

(ｲ) メッシュ調査

a　実施日

令和3(2021)年10月13日、20日、25日、28日（採水日）

b　調査地点

市内10地点（図Ⅱ－2）

c　調査項目（44項目）

〈1〉カドミウム　〈2〉全シアン　〈3〉鉛　〈4〉六価クロム　〈5〉砒素
〈6〉総水銀　〈7〉アルキル水銀　〈8〉ＰＣＢ　〈9〉ジクロロメタン
〈10〉四塩化炭素　〈11〉クロロエチレン　〈12〉1, 2-ジクロロエタン
〈13〉1, 1-ジクロロエチレン　〈14〉1, 2-ジクロロエチレン
〈15〉1, 1, 1-トリクロロエタン　〈16〉1, 1, 2-トリクロロエタン
〈17〉トリクロロエチレン　〈18〉テトラクロロエチレン　〈19〉1, 3-ジクロロプロペン
〈20〉チウラム　〈21〉シマジン　〈22〉チオベンカルブ　〈23〉ベンゼン
〈24〉セレン　〈25〉硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素　〈26〉ふっ素　〈27〉ほう素
〈28〉1, 4-ジオキサン　〈29〉電気伝導率　〈30〉ｐＨ　〈31〉水温　〈32〉臭気
〈33〉外観　〈34〉水位及び深度　〈35〉アルカリ度　〈36〉ケイ酸　〈37〉全鉄
〈38〉塩化物イオン　〈39〉硝酸イオン　〈40〉硫酸イオン　〈41〉ナトリウム
〈42〉マグネシウム　〈43〉カリウム　〈44〉カルシウム

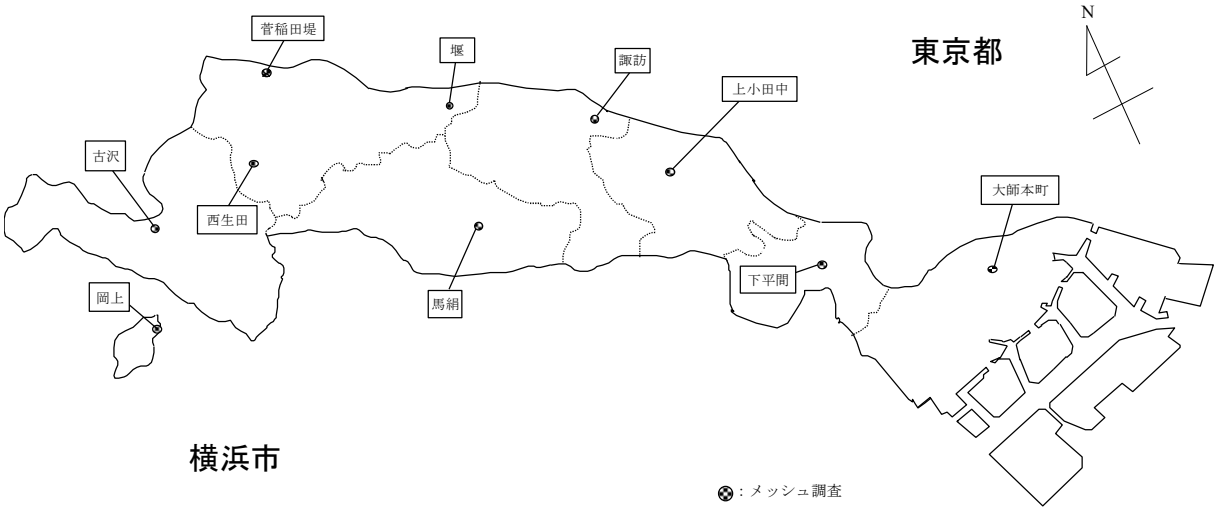

図Ⅱ－2　地下水質調査地点図（測定計画メッシュ調査）

イ　継続監視調査

(ｱ) 実施日

令和3(2021)年10月7日、11日、13日、20日、25日、28日（採水日）

(ｲ) 調査地点

過去の調査で汚染が確認されている26地点（図Ⅱ－3）

(ｳ) 調査項目

次の14項目のうち、汚染状況に応じた項目

〈1〉クロロエチレン　〈2〉1, 1-ジクロロエチレン　〈3〉1, 2-ジクロロエチレン

〈4〉1, 1, 1-トリクロロエタン　〈5〉1, 1, 2-トリクロロエタン　〈6〉トリクロロエチレン

〈7〉テトラクロロエチレン　〈8〉硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

〈9〉電気伝導率　〈10〉ｐＨ　〈11〉水温　〈12〉臭気　〈13〉外観　〈14〉水位及び深度

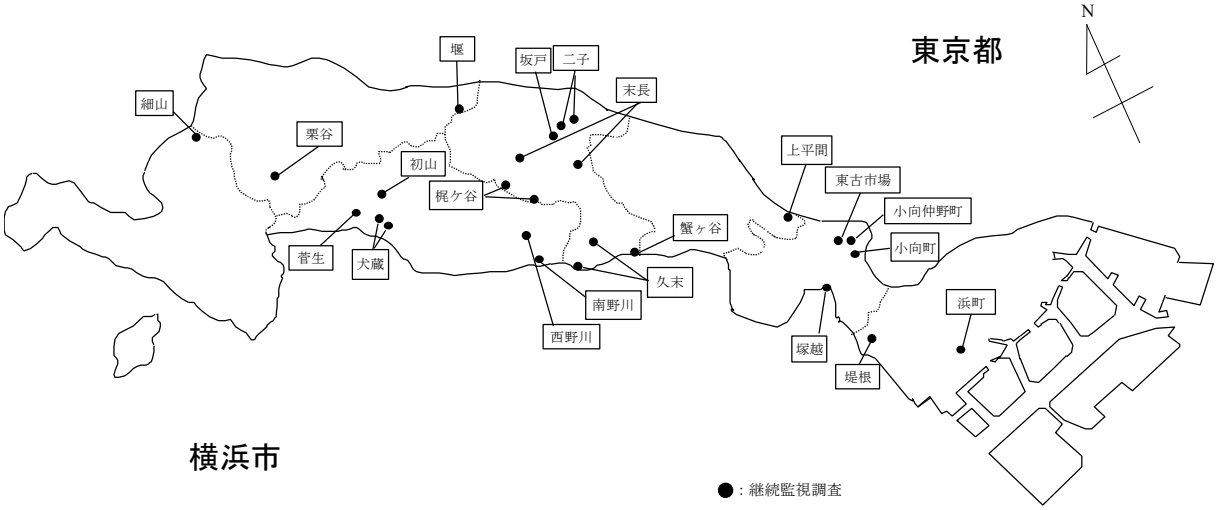

図Ⅱ－3　地下水質調査地点図（測定計画継続監視調査）

(2) 市計画

ア　実施日

令和3(2021)年11月16日、18日（採水日）

イ　調査地点

過去に汚染が確認された地点周辺の13地点（図Ⅱ－4）

ウ　調査項目（23項目）

〈1〉クロロエチレン　〈2〉1, 1-ジクロロエチレン　〈3〉1, 2-ジクロロエチレン

〈4〉1, 1, 1-トリクロロエタン　〈5〉1, 1, 2-トリクロロエタン　〈6〉トリクロロエチレン

〈7〉テトラクロロエチレン　〈8〉電気伝導率　〈9〉ｐＨ　〈10〉水温

〈11〉臭気　〈12〉外観　〈13〉水位及び深度　〈14〉アルカリ度
〈15〉ケイ酸　〈16〉全鉄　〈17〉塩化物イオン　〈18〉硝酸イオン
〈19〉硫酸イオン　〈20〉ナトリウム　〈21〉マグネシウム　〈22〉カリウム
〈23〉カルシウム

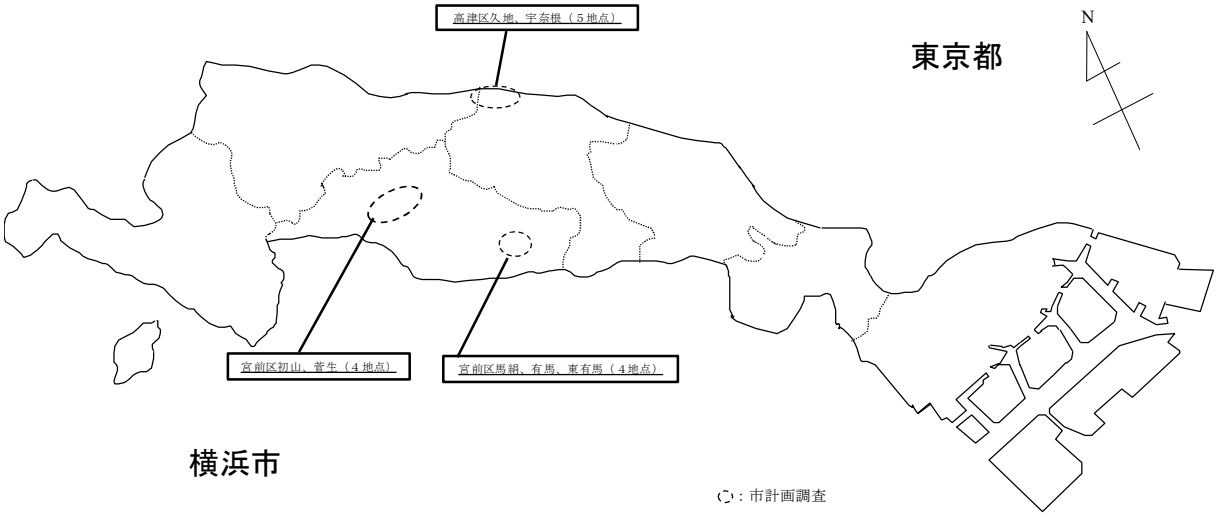

図Ⅱ－4　地下水質調査地点図（測定計画市計画調査）

(3) 汚染井戸継続調査

ア　幸区塚越地区

(ｱ) 実施日

令和3(2021)年9月22日

(ｲ) 調査地点

事業場の観測用井戸4地点

(ｳ) 調査項目(15項目)

a　地下水基準項目等（10項目）

〈1〉クロロエチレン　〈2〉1,1-ジクロロエチレン　〈3〉1,2-ジクロロエチレン
〈4〉トリクロロエチレン　〈5〉テトラクロロエチレン〈6〉鉛〈7〉砒素〈8〉セレン
〈9〉硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素〈10〉ふっ素

b　一般項目（5項目）

〈1〉電気伝導率　〈2〉ｐＨ　〈3〉水温　〈4〉外観　〈5〉臭気

イ　川崎区田辺新田地区

(ｱ) 実施日

令和3(2021)年10月27日

(ｲ) 調査地点

事業場の観測用井戸4地点

(ｳ) 調査項目(14項目)

a　地下水基準項目等（9項目）

〈1〉クロロエチレン　〈2〉1,1-ジクロロエチレン　〈3〉1,2-ジクロロエチレン

〈4〉トリクロロエチレン　〈5〉テトラクロロエチレン〈6〉四塩化炭素

〈7〉1,2-ジクロロエタン〈8〉1,1,1-トリロロエタン〈9〉1,1,2-トリクロロエタン

〈9〉硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素〈10〉ふっ素

b　一般項目（5項目）

〈1〉電気伝導率　〈2〉ｐＨ　〈3〉水温　〈4〉外観　〈5〉臭気

(4) 特定有害物質等製造等事業所調査

ア　実施日

令和3(2021)年6月25日、11月11日、11月25日、令和4(2022)年1月12日（採水日）

イ　対象事業所

5事業所

ウ　調査地点

40地点

エ　調査項目（21項目）

(ｱ) 地下水基準項目等（16項目）

〈1〉クロロエチレン　〈2〉1,2-ジクロロエタン　〈3〉1,1-ジクロロエチレン

〈4〉1,2-ジクロロエチレン　〈5〉1,1,1-トリクロロエタン

〈6〉1,1,2-トリクロロエタン　〈7〉トリクロロエチレン　〈8〉テトラクロロエチレン

〈9〉ベンゼン　〈10〉ジクロロメタン　〈11〉四塩化炭素　〈12〉シアン

〈13〉砒素〈14〉ほう素〈15〉ふっ素〈16〉鉛

(ｲ) 一般項目（5項目）

〈1〉電気伝導率　〈2〉ｐＨ　〈3〉水温　〈4〉外観　〈5〉臭気

3　調査結果

(1) 測定計画調査結果

ア　調査結果概要

令和3(2021)年度に実施した概況調査における検出項目及び調査結果は表Ⅱ－1、継続監視調査における検出項目及び調査結果を表Ⅱ－2に示す。

表Ⅱ－1　検出項目及び調査結果（測定計画概況調査）

（単位：mg/L）

番号	調査名	調査地点		鉛	クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素
1	定点調査	多摩	菅稲田堤	－	－	－	－	－	－	－	4.0	－	0.03
2		宮前	東有馬	－	－	－	－	－	－	－	3.4	－	－
3		多摩	宿河原	－	－	－	－	－	0.0003	0.0006	3.4	0.14	0.03
4		宮前	土橋	－	－	－	－	－	－	－	－	0.14	0.06
5		高津	上作延	－	－	－	－	－	－	－	7.3	－	－
6		宮前	野川本町	－	－	－	0.0004	－	0.0058	－	0.39	－	－
7		高津	下野毛	－	0.0003	－	0.0021	－	0.0007	－	0.39	0.13	0.11
8		中原	下沼部	－	－	－	0.0014	－	0.0005	－	5.1	0.11	0.07
9		幸	小向西町	0.006	－	－	－	－	0.0020	－	0.21	0.12	0.05
1	メッシュ調査	川崎	大師本町	－	－	－	－	－	－	－	0.31	0.16	0.03
2		幸	下平間	－	－	－	－	0.0003	－	－	6.7	0.08	0.04
3		中原	上小田中	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4		高津	諏訪	－	－	－	－	－	－	－	1.3	0.11	0.03
5		宮前	馬絹	－	－	0.0004	0.0019	－	0.0061	－	4.4	－	－
6		多摩	堰	－	－	－	－	－	0.0004	0.0006	3.4	－	0.03
7		多摩	西生田	－	－	－	－	－	－	－	6.3	－	－
8		多摩	菅稲田堤	－	－	－	－	－	－	－	3.4	－	0.02
9		麻生	岡上	－	－	－	－	－	－	－	1.6	－	－
10		麻生	古沢	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
環境基準値				0.01以下	0.002以下	0.1以下	0.04以下	1以下	0.01以下	0.01以下	10以下	0.8以下	1以下
報告下限値				0.005	0.0002	0.0002	0.0004	0.0002	0.0002	0.0002	0.10	0.08	0.02

(注１)検出された調査項目のみ記載している。
(注２)太枠 ▭ は環境基準を達成していないこと、－印は報告下限値を下回っていたことを示す。

表Ⅱ－2　検出項目及び調査結果（測定計画継続監視調査）

（単位：mg/L）

番号	調査地点		クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
1	幸	東古市場	－	－	0.0051	－	0.012	－	
2	多摩	栗谷	－	－	－	－	0.0025	－	
3	宮前	南野川							9.8
4	多摩	堰	－	－	0.0004	－	0.0002	0.0081	
5	高津	末長	0.0011	－	0.034	－	0.0004	－	
6	高津	蟹ヶ谷	－	－	－	－	0.010	－	
7	川崎	堤根	0.0093	0.0011	0.30	0.0011	0.044	0.065	
8	川崎	浜町	0.0045	－	0.0004	－	－	－	
9	宮前	菅生	－	－	0.0025	－	0.023	0.0003	
10	宮前	犬蔵							7.9
11	麻生	細山							8.2
12	宮前	西野川							26
13	高津	久末							9.0
14	宮前	初山	－	－	0.0009	－	－	0.011	
15	高津	梶ヶ谷	0.0006	－	－	－	－	－	
16	高津	末長							6.2
17	高津	久末	－	－	－	0.0002	0.0058	－	9.1
18	高津	坂戸							10
19	高津	二子	0.010	0.0016	0.29	－	0.0006	－	
20	高津	二子	0.0004	0.0011	0.091	－	0.0050	－	
21	幸	小向仲野町	－	－	0.0005	－	0.0026	－	
22	幸	小向町	－	－	0.0006	－	0.0098	－	
23	中原	上平間							15
24	宮前	犬蔵							15
25	幸	塚越	0.030	－	－	－	－	－	
26	高津	梶ヶ谷	0.0014	－	0.0011	－	－	－	
環境基準値			0.002以下	0.1以下	0.04以下	1以下	0.01以下	0.01以下	10以下
報告下限値			0.0002	0.0002	0.0004	0.0002	0.0002	0.0002	0.10

（注１）太枠 ▭ は環境基準を達成していないこと、－印は報告下限値を下回っていたことを示す。
（注２）空欄は過去の調査で汚染が確認されていないため、未測定の項目である。

イ　揮発性有機化合物に係る取りまとめ

(ｱ) 概況調査

概況調査における揮発性有機化合物の項目別調査結果を表Ⅱ－3に、地下水利用用途別調査結果を表Ⅱ－4に示す。

調査した19地点のうち8地点でクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンのいずれかが検出されたが（検出率：42.1%）、全ての地点で環境基準を達成していた。その他の揮発性有機化合物はいずれの地点でも検出されなかった。

表Ⅱ－3　項目別揮発性有機化合物調査結果（概況調査）

調　査　項　目	調　査 地点数	検出地点		環境基準超過地点	
		地点数	検出率(%)	地点数	超過率(%)
クロロエチレン	19	1	5.3	0	0
1,1-ジクロロエチレン	19	1	5.3	0	0
1,2-ジクロロエチレン	19	4	21.1	0	0
1,1,1-トリクロロエタン	19	1	5.3	0	0
トリクロロエチレン	19	7	36.8	0	0
テトラクロロエチレン	19	2	10.5	0	0
調　査　全　体	19	8	42.1	0	0

注）本年度の測定計画調査において、環境基準項目のうち検出された項目のみについて示す

表Ⅱ－4　地下水利用用途別揮発性有機化合物調査結果（概況調査）

測定項目	用途／地点数	一般飲用	生活用水	農業用水	池用水	不使用	総数
クロロエチレン	検出	0	1	0	0	0	1
	環境基準超過	0	0	0	0	0	0
1,1-ジクロロエチレン	検出	0	1	0	0	0	1
	環境基準超過	0	0	0	0	0	0
1,2-ジクロロエチレン	検出	0	3	0	0	1	4
	環境基準超過	0	0	0	0	0	0
1,1,1-トリクロロエタン	検出	0	1	0	0	0	1
	環境基準超過	0	0	0	0	0	0
トリクロロエチレン	検出	1	5	0	0	1	7
	環境基準超過	0	0	0	0	0	0
テトラクロロエチレン	検出	1	1	0	0	0	2
	環境基準超過	0	0	0	0	0	0
揮発性有機化合物	調査	2	9	3	1	4	19
	検出	1	6	0	0	1	8
	環境基準超過	0	0	0	0	0	0

注）本年度の測定計画調査において、環境基準項目のうち検出された項目のみについて示す

(ｲ) 継続監視調査

継続監視調査における揮発性有機化合物の項目別調査結果を表Ⅱ－5に、地下水利用用途別調査結果を表Ⅱ－6に示す。

調査した17地点のうち全ての地点で、クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンのいずれかが検出され（検出率：100%）、8地点で環境基準を達成していなかった（超過率：47.1%）。

表Ⅱ－5　項目別揮発性有機化合物調査結果（継続監視調査）

調　査　項　目	調　査 地点数	検出地点		環境基準超過地点	
		地点数	検出率(%)	地点数	超過率(%)
クロロエチレン	17	8	47.1	4	23.5
1,1-ジクロロエチレン	17	3	17.6	0	0
1,2-ジクロロエチレン	17	12	70.6	3	17.6
1,1,1-トリクロロエタン	17	2	11.8	0	0
トリクロロエチレン	17	12	70.6	3	17.6
テトラクロロエチレン	17	4	23.5	2	11.8
調査全体	17	17	100	8	47.1

注）本年度の測定計画調査において、環境基準項目のうち検出された項目のみについて示す

表Ⅱ－6　地下水利用用途別揮発性有機化合物調査結果（継続監視調査）

測定項目	用途／地点数	生活用水	農業用水	営業用水	不使用	その他	総数
クロロエチレン	検出	2	1	3	2	0	8
	環境基準超過	1	0	1	2	0	4
1,1-ジクロロエチレン	検出	0	1	0	2	0	3
	環境基準超過	0	0	0	0	0	0
1,2-ジクロロエチレン	検出	6	2	2	2	0	12
	環境基準超過	0	1	0	2	0	3
1,1,1-トリクロロエタン	検出	1	0	0	1	0	2
	環境基準超過	0	0	0	0	0	0
トリクロロエチレン	検出	7	1	1	3	0	12
	環境基準超過	2	0	0	1	0	3
テトラクロロエチレン	検出	2	1	0	1	0	4
	環境基準超過	0	1	0	1	0	2
揮発性有機化合物	調査	9	2	3	3	0	17
	検出	9	2	3	3	0	17
	環境基準超過	3	2	1	2	0	8

注）本年度の測定計画調査において、環境基準項目のうち検出された項目のみについて示す

ウ　揮発性有機化合物以外の環境基準項目に係る取りまとめ

(ｱ) 概況調査

概況調査における項目別調査結果を表Ⅱ－7に、地下水利用用途別調査結果を表Ⅱ－8に示す（検出された調査項目のみ記載）。

調査した19地点のうち、17地点で鉛、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素並びにほう素のいずれかが検出されたが、（検出率：89.5%）、全ての地点で環境基準を達成して

いた。その他の揮発性有機化合物以外の環境基準項目はいずれの地点でも検出されなかった。

表Ⅱ－7　項目別揮発性有機化合物以外の環境基準項目調査結果（概況調査）

調　査　項　目	調　査 地点数	検出地点		環境基準超過地点	
		地点数	検出率(%)	地点数	超過率(%)
鉛	19	1	5.3	0	0
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	19	16	84.2	0	0
ふっ素	19	8	42.1	0	0
ほう素	19	11	57.9	0	0
調査全体	19	17	89.5	0	0

注）本年度の測定計画調査において、環境基準項目のうち検出された項目のみについて示す

表Ⅱ－8　地下水利用用途別揮発性有機化合物以外の環境基準項目調査結果（概況調査）

測定項目	用途 地点数	一般飲用	生活用水	農業用水	池用水	不使用	総数
鉛	検出	0	1	0	0	0	1
	環境基準超過	0	0	0	0	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	検出	2	8	2	1	3	16
	環境基準超過	0	0	0	0	0	0
ふっ素	検出	0	5	0	0	3	8
	環境基準超過	0	0	0	0	0	0
ほう素	検出	2	5	0	1	3	11
	環境基準超過	0	0	0	0	0	0
揮発性有機化合物以外	調査	2	9	3	1	4	19
	検出	2	8	2	1	4	17
	環境基準超過	0	0	0	0	0	0

注）本年度の測定計画調査において、環境基準項目のうち検出された項目のみについて示す

(ｲ) 継続監視調査

継続監視調査における項目別調査結果を表Ⅱ－9に、地下水利用用途別調査結果を表Ⅱ－10に示す。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は10地点で調査を行い、すべての地点で検出され（検出率：100%）、3地点で環境基準（10mg／L）を達成していなかった（超過率：30.0%）。

表Ⅱ－9　項目別揮発性有機化合物以外の環境基準項目調査結果（継続監視調査）

調　査　項　目	調　査 地点数	検出地点		環境基準超過地点	
		地点数	検出率(%)	地点数	超過率(%)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	10	100	3	30.0
調査全体	10	10	100	3	30.0

注）本年度の測定計画調査において、環境基準項目のうち検出された項目のみについて示す

表Ⅱ－10　地下水利用用途別揮発性有機化合物以外の環境基準項目調査結果（継続監視調査）

測定項目	用途 地点数	生活用水	農業用水	不使用	総数
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	調査	5	3	2	10
	検出	5	3	2	10
	環境基準超過	2	1	0	3

注）本年度の測定計画調査において、環境基準項目のうち検出された項目のみについて示す

(2) 市計画調査結果

市計画における調査結果を表Ⅱ－11に示す。また、市計画における揮発性有機化合物の項目別調査結果を表Ⅱ－12、地下水利用用途別調査結果を表Ⅱ－13に示す。

調査した13地点のうち4地点で、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンのいずれかが検出され（検出率：30.8%）、全ての地点で環境基準を達成した。その他の揮発性有機化合物は、いずれの地点でも検出されなかった。

表Ⅱ－11　検出項目及び調査結果（市計画）

（単位：mg/L）

番号	調査地区	調査地点		1,2-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
1	高津区 久地・ 宇奈根地区	高津	久地	－	－	－
2		高津	久地	0.0004	0.0004	－
3		高津	久地	－	－	－
4		高津	宇奈根	－	－	－
5		高津	久地	－	0.0003	－
6	宮前区 初山・ 菅生地区	宮前	初山	－	－	－
7		宮前	初山	－	－	－
8		宮前	初山	－	－	－
9		宮前	菅生	－	－	－
10	宮前区 馬絹・ 有馬・ 東有馬地区	宮前	馬絹	－	0.0002	－
11		宮前	馬絹	－	－	－
12		宮前	有馬	－	－	－
13		宮前	東有馬	－	－	0.0003
環境基準値				0.04以下	0.01以下	0.01以下
報告下限値				0.0004	0.0002	0.0002

注）本年度の市計画調査において、検出された項目のみについて示す

表Ⅱ－12　項目別揮発性有機化合物調査結果（市計画）

調　査　項　目	調　査 地点数	検出地点		環境基準超過地点	
		地点数	検出率(%)	地点数	超過率(%)
1,2-ジクロロエチレン	13	1	7.7	0	0
トリクロロエチレン	13	3	23.1	0	0
テトラクロロエチレン	13	1	7.7	0	0
調査全体	13	4	30.8	0	0

注）本年度の市計画調査において、検出された項目のみについて示す

表Ⅱ－13　地下水利用用途別調査結果（市計画）

測定項目	用途／地点数	一般飲用	生活用水	農業用水	営業用水	総数
1,2-ジクロロエチレン	検出	1	0	0	0	1
	環境基準超過	0	0	0	0	0
トリクロロエチレン	検出	1	1	0	1	3
	環境基準超過	0	0	0	0	0
テトラクロロエチレン	検出	0	1	0	0	1
	環境基準超過	0	0	0	0	0
揮発性有機化合物	調査	2	4	4	3	13
	検出	1	2	0	1	4
	環境基準超過	0	0	0	0	0

注）本年度の市計画調査において、検出された項目のみについて示す

揮発性有機化合物の物質別地区別調査結果を表Ⅱ－14に、揮発性有機化合物の環境基準等超過状況の経年推移を表Ⅱ－15に示す。

また、揮発性有機化合物以外の環境基準項目の環境基準等超過状況の経年推移を表Ⅱ－16に示す。（表Ⅱ－14～16については下記目次参照）

(3) 汚染井戸継続調査結果

2地区8地点で実施した。なお、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの分解等により生成する1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレンの検出される井戸の多い地区は、汚染物質の分解が進んでいるものと推測される。

ア　幸区塚越地区

観測井戸(4地点)について実施した。クロロエチレンが1地点で検出され、基準値に適合していなかった。砒素が1地点で検出され、基準値に適合していなかった。ふっ素が4地点で検出されたが、全ての地点で基準値に適合していた。セレンが1地点で検出されたが、全ての地点で基準値に適合していた。鉛、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸及び亜硝酸性窒素は全ての地点で不検出であった。

イ　川崎区田辺新田地区

観測井戸(4地点)について実施した。クロロエチレンが2地点で検出されたが、基準値に適合していた。四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンは全ての地点で不検出であった。

(4) 特定有害物質等製造等事業所調査

ア　Ａ事業所（電気機械器具製造業）

17地点の観測井戸で調査した。その結果、クロロエチレンが8地点で検出され、3地点で基準値に適合していなかった。1,2-ジクロロエチレンが2地点で検出されたが、基準に適合していた。トリクロロエチレンが3地点で検出され、1地点で基準に適合していなかった。テトラクロロエチレンは1地点で検出され、基準に適合していなかった。1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンは全ての地点で不検出であった。

イ　Ｂ事業所（電気機械器具製造業）

５地点の観測井戸で調査した。その結果、砒素が2地点で検出され、1地点で基準値に適合していなかった。クロロエチレンが3地点で検出され、1地点で基準値に適合していなかった。1,2-ジクロロエチレンが1地点で検出されたが、基準値に適合していた。ふっ素が3地点で検出され、1地点で基準値に適合していなかった。ほう素が5地点で検出されたが、全て基準値に適合していた。その他に調査したシアン化合物、鉛、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼンは全ての地点で不検出であった。

ウ　Ｃ事業所（化学工業）

7地点の観測井戸で調査した。その結果、砒素が5地点で検出され、基準値に適合していなかった。

エ　Ｄ事業所（業務用機械器具製造業）

10地点の観測井戸で調査した。その結果、砒素が6地点で検出され、3地点で基準値に適合していなかった。クロロエチレンが10地点で検出され、全て基準値に適合していなかった。1,1-ジクロロエチレンが2地点で検出されたが、基準値に適合していた。1,2-ジクロロエチレンが10地点で検出され、7地点で基準値に適合していなかった。1,1,2-トリクロロエタンが1地点で検出されたが、基準値に適合していた。トリクロロエチレンが8地点で検出され、5地点で基準値に適合していなかった。テトラクロロエチレンが8地点で検出され、6地点で基準に適合していなかった。その他に調査をした、六価クロム、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタンは、全ての地点で不検出であった。

Ⅳ　地下水質調査関連資料

表Ⅱ－14　揮発性有機化合物の物質別地区別調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９９
表Ⅱ－15　揮発性有機化合物環境基準等超過状況の経年推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０１
表Ⅱ－16　揮発性有機化合物以外の環境基準項目調査結果の経年推移・・・・・・・・・・・　１０２

表Ⅱ－14　揮発性有機化合物の物質別地区別測定結果（１）

調査区分	所在地		調査井戸数	クロロエチレン				1,1-ジクロロエチレン				1,2-ジクロロエチレン				1,1,1-トリクロロエタン				トリクロロエチレン				テトラクロロエチレン			
				0.002 以下				0.1 以下				0.04 以下				1 以下				0.01 以下				0.01 以下			
	区名	町名		調査数	検出数	達成数	最高検出濃度 (mg/L)	調査数	検出数	達成数	最高検出濃度 (mg/L)	調査数	検出数	達成数	最高検出濃度 (mg/L)	調査数	検出数	達成数	最高検出濃度 (mg/L)	調査数	検出数	達成数	最高検出濃度 (mg/L)	調査数	検出数	達成数	最高検出濃度 (mg/L)
概況調査	川崎	大師本町	1	1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1	
	幸	小向西町	1	1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	1	1	0.0020	1	0	1	
		下平間	1	1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	1	1	0.0003	1	0	1		1	0	1	
	中原	下沼部	1	1	0	1		1	0	1		1	1	1	0.0014	1	0	1		1	1	1	0.0005	1	0	1	
		上小田中	1	1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1	
	高津	上作延	1	1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1	
		下野毛	1	1	1	1	0.0003	1	0	1		1	1	1	0.0021	1	0	1		1	1	1	0.0007	1	0	1	
		諏訪	1	1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1	
	宮前	東有馬	1	1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1	
		土橋	1	1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1	
		野川本町	1	1	0	1		1	0	1		1	1	1	0.0004	1	0	1		1	1	1	0.0058	1	0	1	
		馬絹	1	1	0	1		1	1	1	0.0004	1	1	1	0.0019	1	0	1		1	1	1	0.0061	1	0	1	
	多摩	菅稲田堤	2	2	0	2		2	0	2		2	0	2		2	0	2		2	0	2		2	0	2	
		宿河原	1	1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	1	1	0.0003	1	1	1	0.0006
		堰	1	1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	1	1	0.0004	1	1	1	0.0006
		西生田	1	1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1	
	麻生	岡上	1	1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1	
		古沢	1	1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1	
	町　合　計		18	18	1	18		18	1	18		18	4	18		18	1	18		18	7	18		18	2	18	
	井　戸　合　計		19	19	1	19		19	1	19		19	4	19		19	1	19		19	7	19		19	2	19	

注）本年度の調査全体（概況調査、継続監視調査及び市計画）で検出された項目のみを示す

表Ⅱ－14　揮発性有機化合物の物質別地区別測定結果（２）

調査区分	所在地		調査井戸数	クロロエチレン				1,1-ジクロロエチレン				1,2-ジクロロエチレン				1,1,1-トリクロロエタン				トリクロロエチレン				テトラクロロエチレン			
				0.002 以下				0.1 以下				0.04 以下				1 以下				0.01 以下				0.01 以下			
	区名	町名		調査数	検出数	達成数	最高検出濃度 (mg/L)	調査数	検出数	達成数	最高検出濃度 (mg/L)	調査数	検出数	達成数	最高検出濃度 (mg/L)	調査数	検出数	達成数	最高検出濃度 (mg/L)	調査数	検出数	達成数	最高検出濃度 (mg/L)	調査数	検出数	達成数	最高検出濃度 (mg/L)
継続監視調査	川崎	浜町	1	1	1	0	0.0045	1	0	1		1	1	1	0.0004	1	0	1		1	0	1		1	0	1	
		堤根	1	1	1	0	0.0093	1	1	1	0.0011	1	1	0	0.30	1	1	1	0.0011	1	1	0	0.044	1	1	0	0.065
	幸	東古市場	1	1	0	1		1	0	1		1	1	1	0.0051	1	0	1		1	1	0	0.012	1	0	1	
		小向仲野町	1	1	0	1		1	0	1		1	1	1	0.0005	1	0	1		1	1	1	0.0026	1	0	1	
		小向町	1	1	0	1		1	0	1		1	1	1	0.0006	1	0	1		1	1	1	0.0098	1	0	1	
		塚越	1	1	1	0	0.030	1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1	
	高津	末長	1	1	1	1	0.0011	1	0	1		1	1	1	0.034	1	0	1		1	1	1	0.0004	1	0	1	
		蟹ヶ谷	1	1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	1	1	0.010	1	0	1	
		梶ヶ谷	2	2	2	2	0.0014	2	0	2		2	1	2	0.0011	2	0	2		2	0	2		2	0	2	
		久末	1	1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	1	1	0.0002	1	1	1	0.0058	1	0	1	
		二子	2	2	2	1	0.010	2	2	2	0.0016	2	2	0	0.29	2	0	2		2	2	2	0.0050	2	0	2	
	宮前	菅生	1	1	0	1		1	0	1		1	1	1	0.0025	1	0	1		1	1	0	0.023	1	1	1	0.0003
		初山	1	1	0	1		1	0	1		1	1	1	0.0009	1	0	1		1	0	1		1	1	0	0.011
	多摩	栗谷	1	1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	1	1	0.0025	1	0	1	
		堰	1	1	0	1		1	0	1		1	1	1	0.0004	1	0	1		1	1	1	0.0002	1	1	1	0.0081
	町合計		15	15	6	12		15	2	15		15	11	13		15	2	15		15	11	12		15	4	13	
	井戸合計		17	17	8	13		17	3	17		17	12	14		17	2	17		17	12	14		17	4	15	
市計画	高津	久地	4	4	0	4		4	0	4		4	1	4	0.0004	4	0	4		4	2	4	0.0004	4	0	4	
		宇奈根	1	1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1	
	宮前	初山	3	3	0	3		3	0	3		3	0	3		3	0	3		3	0	3		3	0	3	
		菅生	1	1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1	
		馬絹	2	2	0	2		2	0	2		2	0	2		2	0	2		2	1	2	0.0002	2	0	2	
		有馬	1	1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1	
		東有馬	1	1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	1	1	0.0003
	町合計		7	7	0	7		7	0	7		7	1	7		7	0	7		7	2	7		7	1	7	
	井戸合計		13	13	0	13		13	0	13		13	1	13		13	0	13		13	3	13		13	1	13	
井戸総数			49	49	9	45		49	4	49		49	17	46		49	3	49		49	22	46		49	7	47	

注１）本年度の調査全体（概況調査、継続監視調査及び市計画）で検出された項目のみを示す
注２）「井戸総数」は調査全体の総計を示す

表Ⅱ－15　揮発性有機化合物環境基準等超過状況の経年推移

	年度	1989年度		1990年度		1991年度		1992年度		1993年度		1994年度		1995年度		1996年度		1997年度		1998年度		1999年度		2000年度	
物質名	基準	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数
四塩化炭素	0.002mg/1以下	61	0	42	0	145	0	153	0	142	0	61	0	25	0	73	0	64	0	47	0	43	0	40	0
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.002mg/1以下	－		－		－		－		－		－		－		－		－		－		－		－	
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004mg/1以下	25	0	－		－		－		－		25	0	25	0	73	0	66	1	44	1	44	1	40	0
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.02mg/1以下	61	2	－		－		－		－		61	0	60	2	110	2	107	1	88	3	87	3	94	2
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/1以下	61	3	－		－		－		－		61	3	60	3	110	4	107	7	88	11	87	7	94	9
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1mg/1以下	61	0	42	3	145	1	153	2	142	1	61	0	60	0	110	0	107	0	88	1	87	1	94	1
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/1以下	61	16	42	4	145	13	153	16	142	16	61	20	60	10	110	11	107	12	88	16	87	14	94	10
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/1以下	61	10	42	2	145	12	153	11	142	11	61	11	60	11	110	11	107	8	88	10	87	9	94	9
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.05mg/1以下	－		－		－		－		－		－		－		－		－		－		－		－	
合計（実数）		61	25	42	9	145	23	153	26	142	25	60	29	60	25	110	26	107	24	88	29	87	25	94	21
超過率			41%		21%		16%		17%		18%		48%		42%		24%		22%		33%		29%		22%

	年度	2001年度		2002年度		2003年度		2004年度		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度		2009年度		2010年度		2011年度		2012年度	
物質名	基準	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数
四塩化炭素	0.002mg/1以下	42	1	29	0	44	0	40	0	50	0	83	0	54	0	54	0	49	0	58	0	54	0	39	0
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.002mg/1以下	－		－		－		－		－		－		－		－		－		58	1	84	3	77	2
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004mg/1以下	42	0	29	0	44	0	40	0	50	0	83	0	54	0	54	0	88	0	58	0	54	0	39	0
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.02mg/1以下	87	3	84	3	97	1	91	1	105	1	122	0	93	1	93	1	88	0	80	0	84	0	77	0
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/1以下	87	9	84	7	97	6	91	8	105	7	122	8	93	8	93	6	88	6	80	5	84	4	77	4
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1mg/1以下	87	0	84	1	97	1	91	1	105	1	122	0	93	0	93	0	88	0	80	0	84	0	77	0
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/1以下	87	14	84	11	97	11	91	12	105	10	122	10	93	11	93	6	88	9	80	5	84	6	77	5
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/1以下	87	8	84	9	97	9	91	8	105	8	122	4	93	8	93	4	88	8	80	9	84	7	77	7
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.05mg/1以下	－		－		－		－		－		－		－		－		－		58	0	54	1	39	0
合計（実数）		87	24	84	21	97	21	91	21	105	19	122	16	93	21	93	13	88	19	80	17	84	15	77	14
超過率			28%		25%		22%		23%		18%		13%		23%		14%		22%		21%		18%		18%

	年度	2013年度		2014年度		2015年度		2016年度		2017年度		2018年度		2019年度		2020年度		2021年度	
物質名	基準	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数	調査井戸数	超過井戸数
四塩化炭素	0.002mg/1以下	35	0	27	0	24	0	27	0	40	0	18	0	18	0	18	0	19	0
ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.002mg/1以下	75	3	78	3	64	3	80	4	67	4	60	4	58	5	53	5	49	4
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004mg/1以下	35	0	27	0	24	0	27	0	33	0	18	0	18	0	18	0	19	0
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.02mg/1以下	75	0	78	0	64	0	80	1	67	1	60	0	58	0	53	0	49	0
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/1以下	75	4	78	4	64	4	80	5	67	4	60	4	58	3	53	3	49	3
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1mg/1以下	75	0	78	0	64	0	80	0	67	0	60	0	58	0	53	0	49	0
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/1以下	75	5	78	6	64	6	80	8	67	6	60	5	58	5	53	5	49	3
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/1以下	75	6	78	5	64	4	80	4	67	4	60	3	58	3	53	1	49	2
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.05mg/1以下	36	0	28	0	25	0	28	0	34	0	19	0	23	0	18	0	19	0
合計（実数）		75	14	78	13	64	11	80	16	67	14	60	12	58	12	53	10	49	8
超過率			19%		17%		17%		20%		21%		20%		21%		19%		16%

注１）数値は井戸の数を示す
注２）基準については、平成4年度までは水道水の暫定水質基準（昭和59年2月、厚生省）及びＷＨＯの飲料水暫定ガイドラインを評価基準とし、平成5年度からは環境庁水質保全局長通達を評価基準とし、平成8年度からは環境庁告示の
注３）四塩化炭素の平成4年度以前の暫定水質基準及びＷＨＯのガイドラインによる基準は、0.003mg/L以下
注４）1,1,1-トリクロロエタンの平成4年度以前の暫定水質基準及びＷＨＯのガイドラインによる基準は、0.3mg/L以下
注５）基準等超過の評価は、平成7年度までは環境庁告示による評価基準（年最大値により評価）、平成8年度からは環境基準（年平均値により評価）により行った
注６）1,1-ジクロロエチレンの環境基準は、平成21年度に0.02mg/Lから0.1mg/Lに改正
注７）トリクロロエチレンの環境基準は、平成26年度に0.03mg/Lから0.01mg/Lに改正
注８）1,2-ジクロロエチレンは、平成21年度まで、シス-1,2-ジクロロエチレンとして測定

表Ⅱ-16　揮発性有機化合物以外の環境基準項目調査結果の経年推移

	2007年度			2008年度			2009年度			2010年度			2011年度			2012年度			2013年度			2014年度			2015年度			2016年度		
	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数
カドミウム	39	0	0	39	0	0	35	0	0	43	0	0	40	0	0	39	0	0	35	0	0	27	0	0	24	0	0	27	0	0
全シアン	39	0	0	39	0	0	35	0	0	43	0	0	40	0	0	39	0	0	35	0	0	27	0	0	24	0	0	27	0	0
鉛	39	0	0	39	0	0	35	1	1	43	0	0	40	1	0	39	0	0	35	0	0	27	0	0	24	0	0	27	0	0
六価クロム	39	0	0	39	0	0	35	1	0	43	0	0	40	0	0	39	0	0	35	0	0	27	0	0	24	0	0	27	0	0
砒素	39	0	0	39	0	0	35	0	0	43	0	0	40	1	0	39	1	1	36	0	0	28	0	0	24	0	0	27	0	0
総水銀	39	0	0	39	0	0	35	0	0	43	0	0	40	0	0	39	0	0	35	0	0	27	0	0	24	0	0	27	0	0
ＰＣＢ	39	0	0	39	0	0	35	0	0	43	0	0	40	0	0	39	0	0	35	0	0	27	0	0	24	0	0	27	0	0
セレン	39	0	0	39	1	0	35	0	0	43	0	0	40	1	0	39	0	0	35	0	0	27	0	0	24	0	0	27	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	47	43	10	50	44	11	47	40	8	55	48	8	50	42	8	50	40	7	46	41	7	36	30	7	32	29	5	35	34	6
ふっ素	39	7	0	39	21	0	34	13	0	43	4	0	40	10	0	39	29	0	35	27	0	27	11	0	24	13	0	27	15	0
ほう素	39	23	0	39	36	1	34	22	0	43	3	0	40	28	0	39	32	0	35	23	0	27	8	0	24	16	0	27	14	0
合計（実数）	47	47	10	50	50	12	48	47	9	55	49	8	50	49	8	50	50	8	47	45	7	37	34	7	32	32	5	35	34	6

	2017年度			2018年度			2019年度			2020年度			2021年度		
	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数
カドミウム	33	0	0	18	0	0	18	0	0	18	0	0	19	0	0
全シアン	33	0	0	18	0	0	18	0	0	18	0	0	19	0	0
鉛	33	0	0	18	0	0	18	0	0	18	0	0	19	1	0
六価クロム	33	0	0	18	0	0	18	0	0	18	0	0	19	0	0
砒素	33	0	0	18	0	0	18	1	0	18	0	0	19	0	0
総水銀	33	0	0	18	0	0	18	0	0	18	0	0	19	0	0
ＰＣＢ	33	0	0	18	0	0	18	0	0	18	0	0	19	0	0
セレン	33	4	0	18	0	0	18	0	0	18	0	0	19	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	44	40	5	32	30	7	29	25	6	28	24	4	29	26	3
ふっ素	33	18	0	18	4	0	18	9	0	18	8	0	19	8	0
ほう素	33	18	0	18	7	0	18	12	0	18	8	0	19	11	0
合計（実数）	44	43	5	32	31	7	29	29	6	28	27	4	29	27	3

注１）　数値は井戸の数を示す
注２）　基準等超過の評価は、環境庁告示の地下水の環境基準、要監視項目の指針値により行った
注３）　ふっ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、平成11年2月に要監視項目から環境基準項目に移行